



「もしも」に
そなえる、
あなたへの
エール。

収 入 保 険



安全・安心の
野菜づくり

羽咋市菅池町

やご ひろゆき
屋後 浩幸さん

加入のきっかけは、令和2年のナスの収入減少です。農薬や化学肥料不使用の栽培は、作物の病気などのリスクが高くなり、対策しきれないことがあります。万が一、収入が減少したとき補償があると思うと安心です。

近年は異常気象も多く、保険によるリスクヘッジは必要だと思います。

▼経営規模
ニンジン、キクイモなど1ha



経営を安定して
新しいことに挑戦

加賀市柴山町

さかもと たいき
坂本 泰毅さん

自身の収入金額を基準とするため、補償金額が分かりやすく、収入を安定させられる点が継続加入の決め手です。また、作物において品質低下や価格暴落等も対象となり、補償を受けました。

異常気象など万が一に備え、収入保険に加入することで、新しいことにも挑戦できます。

▼経営規模
水稻29.6ha、大豆7.6ha、
ブロッコリー1ha



気象災害や
価格低下にも対応

白山市黒瀬町
有限会社黒澤農場
代表

くろさわ ともり
黒澤 与典さん

近年は異常気象が増え、特に昨夏のような過去にない猛暑では、努力をしたとしても、高温障害や病害が発生します。また、市場相場が下がり、契約単価も下落しました。でも、決算書を提出して約1か月で保険金を受け取りました。複雑な手続きもないため、受け取りまでが早くて助かりました。

▼経営規模
水稻65ha、大豆10ha、露地野菜7.5ha、
大麦6ha、施設野菜2.2ha

全ての農産物を対象に、**自然災害や価格低下だけでなく農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償**します！



加入できる方・加入申請に必要なもの

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 令和6年からは、加入に必要な青色申告実績の年数を短縮し、加入申請年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績で加入できます。
- ※ 収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。
- ※ 青色申告書類過去5年分（青色申告を始めて5年たっていない場合は、青色申告をした年からの分）

- ◎個人の場合
 - ・ 所得税の確定申告書（令和3年以前にあってはB第一表）
 - ・ 所得税青色申告決算書（農業所得用）
 - ・ A収入金額の内訳
- ◎法人の場合
 - ・ 法人税確定申告書別表一及び別表四
 - ・ 損益計算表
- ◎確認事項
 - ・ 品目ごとの作付面積及び収穫量等（過去5年分）
（販売実績が無い場合等は地域の単収、単価等の使用も可）
 - ・ 作付品目及び面積（当年産）
- ◎その他（確認が必要な場合があるもの）
 - ・ 農業収入の内訳がわかる書類
 - ・ 雑収入の内訳がわかる書類 など

保険期間

税の収入算定期間と同じです。

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

補償内容

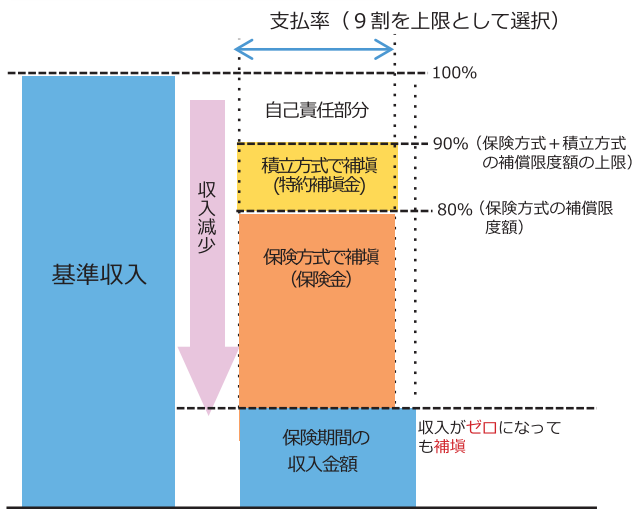
保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填します。

- ※ 補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。
- ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- ※ 毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含めます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

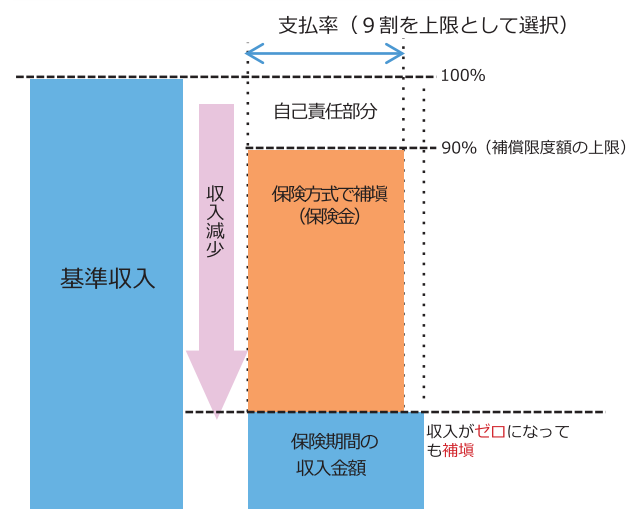
収入保険の補填方式

例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、下のいずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます（※5年の青色申告実績がある者の場合）。

積立方式併用タイプ



保険方式補償充実タイプ



【基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金】

積立方式併用タイプ (保険方式80% + 積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)	
保険料	10.8万円	保険料	23.0万円
積立金	22.5万円	積立金	—
付加保険料 (事務費)	2.2万円	付加保険料 (事務費)	2.2万円
合計	35.5万円	合計	25.2万円

- ※ 保険料には50%、積立金には75%の国庫補助があります。
- ※ 保険料は掛捨てになります。積立金は補填に使われなければ、翌年に持ち越します。
- ※ 保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。
- ※ 保険料については経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。
- ※ 補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

付加保険料（事務費）を安くすることができます！

共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約をする方は、付加保険料（事務費）が割引となります。

インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合	
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

- ※ インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
- 自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

無利子のつなぎ融資が受けられます！

収入保険の補填金の支払は、保険期間の終了後になりますが、**保険期間中に自然災害や価格低下等により、補填金の受け取りが見込まれる場合**、NOSAI全国連から**無利子のつなぎ融資**を受けることができます。

補償限度(保険方式)、補償幅(積立方式)、支払率(保険方式・積立方式)を選択できます

◎ 保険方式

青色申告の提出年数 (※加入申請時の事業年度数)	補償限度	支払率
5年	90%～50%	90%～50% (10%単位)
4年	88%～50%	
3年	85%～50%	
2年	80%～50%	
1年	75%～50%	

◎ 積立方式

補償幅	支払率
10%、5% ただし、保険方式の 補償限度額を 超えない割合	90%～10% (10%単位) ただし、保険方式の 支払率を超えない割合

危険段階別の保険料率

◎積立方式併用タイプ(保険方式+積立方式)

危険段階区分	保険料率 (国庫補助後)
10	5.119
⋮	⋮
3	1.820
2	1.713
1	1.605
0	1.498
-1	1.390
-2	1.283
-3	1.175
⋮	⋮
-10	0.449

保険料率は、自動車保険と同様に保険金の受取実績に応じて翌年の保険料率が変動します

- ・加入1年目は、「危険段階区分0」の保険料率が適用されます。
- ・保険金の受取りがなければ、原則として毎年1区分ずつ下がります。
- ・保険金の受取りがあれば、損害率(保険金÷保険料)の大きさに応じて段階は上がります。(ただし、年最大3区分まで)

加入前の実績収入が要件を満たす新規加入者は、保険料が割引されます

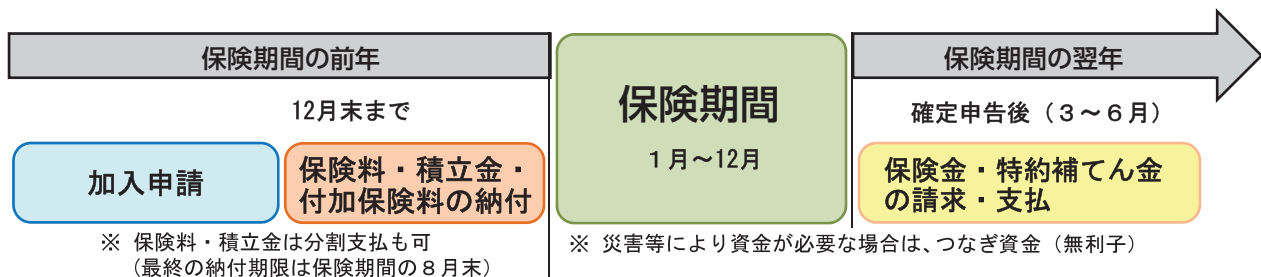
《要件: 次のいずれかに該当する場合は、危険段階「-2」から開始されます》

- ①直近4年間の各年の実績収入が常に前年実績を上回る。
 - ②直近5年間の各年の実績収入が、直近5年間の実績収入の平均の9割をくだらない。
- (注) 加入時に割引されるものではなく、加入申請年の実績報告時に条件を判定し、割引くこととなります。

◎保険方式補償充実タイプ(保険方式のみ)

危険段階区分	保険料率 (国庫補助後)
10	9.696
⋮	⋮
3	3.448
2	3.244
1	3.041
0	2.837
-1	2.633
-2	2.430
-3	2.226
⋮	⋮
-10	0.851

収入保険の全体スケジュール(個人の場合のイメージ)



石川県収入保険推進協議会

●南加賀グループ(本所別館)
 (加賀市、小松市、能美市、川北町)
 ☎076-239-2355
 ✉: kaga@nosai-ishikawa.or.jp

●石川中央グループ(本所別館)
 (金沢市、白山市、野々市市、かほく市、津幡町、内灘町)
 ☎076-239-2555
 ✉: chuo@nosai-ishikawa.or.jp

●能登グループ(本所別館)
 (羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町)
 ☎076-239-2455
 ✉: noto@nosai-ishikawa.or.jp

●能登グループ(奥能登支所)
 (七尾市、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町)
 ☎0768-76-2251
 ✉: noto@nosai-ishikawa.or.jp